

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、12月24日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで
都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571
午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396
相談票に記入のうえ、送信 

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター☎5320-4592
24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

- *新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可
- *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり
- *診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



保管をお願いします 新型コロナウイルス ワクチン予防接種済証

接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を2回終了した後も保管をお願いします。

また、ワクチン接種に関する最新情報は、区ホームページをご覧ください。

墨田区コロナワクチン 接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587

*午前8時半～午後5時15分

*日本語、英語、中国語、韓国語での相談可



墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」



申請期限は**3月31日**まで!

「福祉資金 緊急小口資金」 「総合支援資金 生活支援費」 特例貸付け

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における各特例貸付けを、無利子で行っています。申請はいつでも郵送での受け付けです。詳細は墨田区社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

申込み 墨田区社会福祉協議会
☎3614-3902(〒131-0032東向島2-17-14) *月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)



申請期限は**3月31日**まで!

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮し、社会福祉協議会が実施する「福祉資金 緊急小口資金」および「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを終了等により利用できない世帯へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を支給(再支給)します。詳細は区ホームページをご覧ください。

問合せ 墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254 *月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日を除く)



受給終了の方の再申請期限は
3月31日まで!

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。また、受給を終了した方の再申請も受け付けています。なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

**問合せ 暮らし・しごと相談室
みだ(区役所3階・生活福祉課内)**
☎5608-6289



ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

受け付けが始まっています 私立高等学校等入学資金

[対象]学校教育法に規定する私立高等学校等の入学資金を、金融機関等から調達することが困難で、次の全ての要件を満たす方▶進学予定者を養育している▶区内に1年以上居住している▶要件を満たす連帯保証人を付けられる▶所得が基準以下である(世帯によって異なるため、詳細は申込先へ)**[貸付限度額]**50万円以内(1000円単位)**[利子]**無利子**[償還期間]**次のいずれかの期間▶貸付後6か月据置き・6年償還▶卒業後6か月据置き・3年償還**[償還方法]**均等月賦償還**[申込み]**直接、3月18日までに厚生課厚生係(区役所3階)☎5608-6150へ *申請受け付けから貸付けまでは10日間程度(閉庁日を除く)が必要

3年4月1日現在、中学校3年生または高校3年生、それらに準ずる子ども(高卒認定合格者、中学校・高校既卒者)を養育している▶世帯もしくは世帯主の総所得または総収入金額が一定基準以下である *ほかにも要件あり**[貸付限度額]**▶学習塾等受講料=20万円▶高校受験料=2万7400円▶大学受験料=8万円**[申込み]**申込書等を、直接または郵送で2月10日午後5時(必着)までに〒130-8640 厚生課厚生係(区役所3階)☎5608-6151へ *1月19日～2月9日の毎週水曜日は午後7時まで受け付け(混雑時はお待ちいただく場合あり) *詳細は、問合せ先で配布するパンフレットまたは区ホームページを参照



ご協力をお願いします 粗大ごみリユース事業の実証実験

区では、粗大ごみを減量するため、ごみとして処分せず再使用するリユース事業の実施を予定しています。そのため、1月から実証実験を行い効果を検証します。協力事業者や実施方法等の詳細は区ホームページをご覧ください。「捨てる前にリユース」を生活習慣に取り入れ、ごみの減量を実現しましょう。

[問合せ]すみだ清掃事務所☎5819-2572



納付書をお送りします 介護保険料

介護保険料を納付書で納めている方には、1月分～3月分の納付書を1月中旬にお送りしますので、各納期限までに納めてください。

なお、納付書で納めている方のうち、口座振替による納付への変更を希望する場合は、同封の口座振替依頼書でお申し込みください。

[問合せ]介護保険課資格・保険料担当☎5608-6937

納期限までに納めてください 特別区民税・都民税(第4期分)

令和3年度特別区民税・都民税(普通徴収分)第4期分の納期限は、1月31日です。納期限までに税務課(区役所2階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、モバイルレジ、電子マネー(請求書支払い)で納めてください。なお、スマートフォンやパソコン等からクレジットカードによる納付も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。口座振替をご利用の場合は1月31日が振替日(引き落とし日)ですので、前日までに入金してください。

[問合せ]税務課税務係☎5608-6133